



年 月 日

様

担当：司法書士 村中健

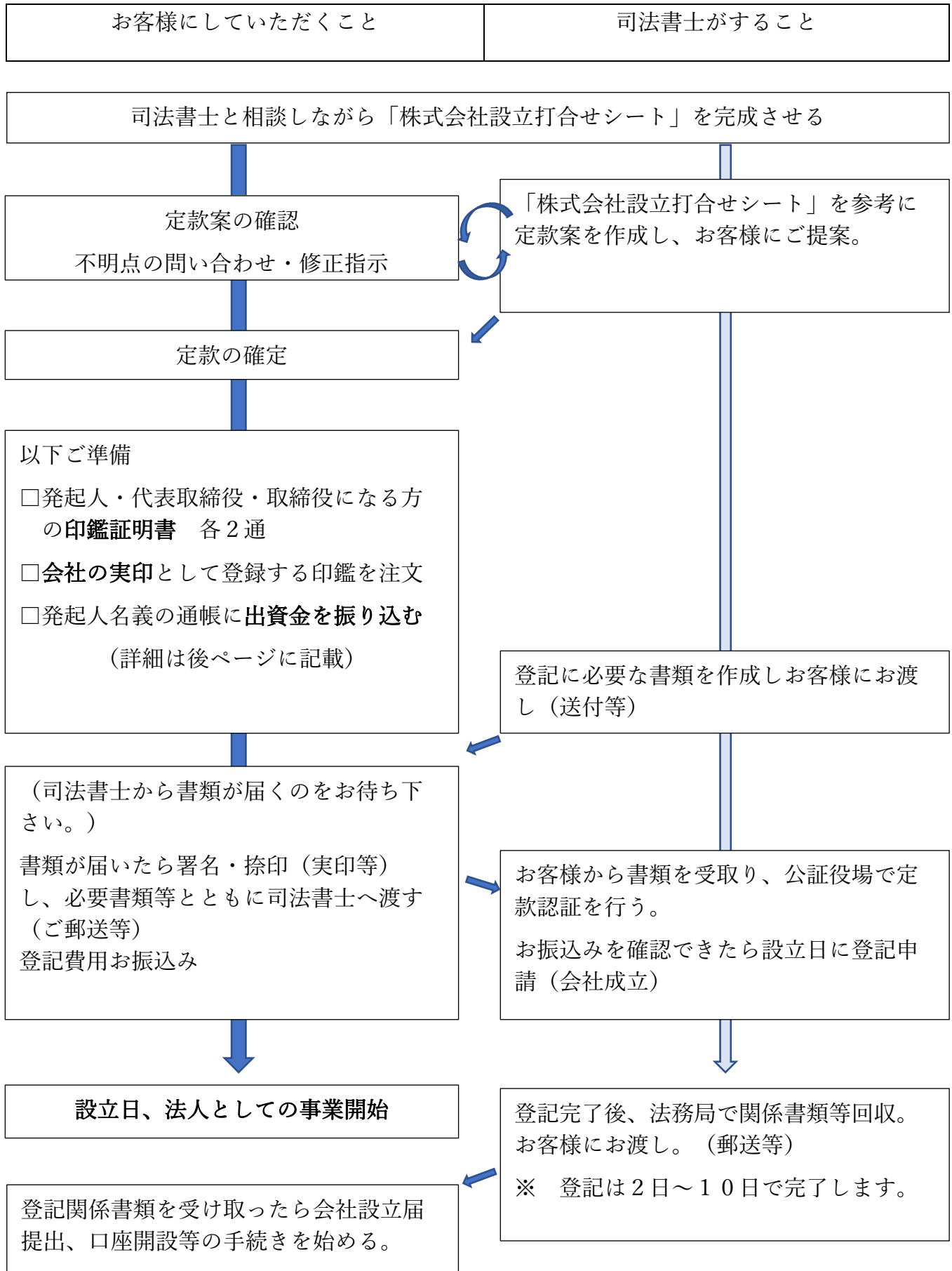
株式会社設立の打合せ

(取締役会を設置しない会社)

名 称	村中司法書士合同事務所
所 在 地	〒862-0975 熊本市中央区新屋敷3丁目10番8号 コーワ新屋敷マンション104 産業道路沿い/白川中正門の斜め向かい/ガソリンスタンドの隣 駐車場：なかむら漢方内科様の裏側3, 13, 14番
連 絡 先	TEL：096-372-8376 FAX：096-372-8377 Mail：office.muranaka@gmail.com
営 業 時 間	平日：9時から18時 土日祝夜間：事前予約
沿 革	当事務所は熊本市中央区新屋敷に40年以上前からある司法書士事務所です。2016年からは司法書士村中健が当事務所代表を引継ぎ、商業登記をはじめとして相続や遺言、不動産登記等の業務にあたっています。
主要事業	会社・法人に関する登記・不動産に関する登記 遺言 民事信託 相続手続 相続コンサルティング
対応エリア	熊本県全域

円滑にお手続きを進めるために、連絡用にご登録いただくと幸いです。







「株式会社設立打合せシート」

- 事業内容の概要（将来する予定の事業も登記することが可能です。）
- 会社設立に関し、参考になっている会社があればお知らせください。
- 事業に関し許認可や届出が必要であればお知らせください。（介護関係、建設業関係等）

- 出資者（お金を出す人・会社成立後は株主になります。）（1人以上）

住所： _____

氏名： _____ 出資額：金 _____ 円

住所： _____

氏名： _____ 出資額：金 _____ 円

住所： _____

氏名： _____ 出資額：金 _____ 円

- 設立予定日（法務局が開いている平日のみ） → 令和 年 月 日（ ）

- 事業年度 → 月 日から 月 日

原則事業年度終了後2ヶ月以内に法人税等申告が必要となります。

3月が決算月なら5月末日までに確定申告が必要となります。

・確定申告と繁忙期を重ならないようにする・在庫（資産）の少ない時期にするなどが考慮されます。とくに希望がなければ設立月の前月を決算月とします。

- 取締役の任期（ 年） 最長10年です。

一人会社や家族経営会社であれば10年でよいでしょう。

家族間でも経営方針で対立する可能性がある場合や友人と共同で会社を作る場合はとりあえず2～5年くらいにしておくともよいかもしれません。

- 次のページ「登記事項」について

登記事項は公開情報となります。取引先、銀行、行政機関等が閲覧することになります。



「登記される事項」の検討

留意点等

商号 (よみがな)		類似業種で類似商号の場合 トラブルになることもあります。 候補名をインターネット検索してみましょう。
本店		中央区の自宅を本店にして、 事務所やお店は北区にある場合は 事業所税が発生
公告をする方法	官報に掲載してする。	
目的	<p>■ 事業内容の概要</p> <p>✓将来する予定の事業も登記することが可能です。</p> <p>1. 2.</p> <p>前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>目的の範囲内において会社は活動していくこととなります。</p> <p>取引先、金融機関、業務管轄官庁などの担当者が閲覧することを意識しましょう。</p> <p>今はなくても将来するかもしれない事業を登記することも可能です。</p>
発行可能株式総数		発行済株式の4～10倍程度がめやす。
発行済株式の総数並びに種類及び数	一株当たりの値段 1万円 OR 円	
資本金の額	金 万円	あまりに少ないと「ペーパー会社」感で取引などに支障がでることも考えられるでしょう。
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、当会社の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。	第三者に株式が渡らないよう、株式の譲渡制限を設定することがほぼ100%です。
役員に関する事項	<p>必須 代表取締役</p> <p>任意 取締役</p> <p>任意 監査役</p>	<p>出資者ではない人を役員にすることも可能です。</p> <p>出資者が役員にならないことも可能です。</p> <p>代表取締役は住所まで登記されます。</p>



お客様にさせていただくこと

<input type="checkbox"/>	出資者の運転免許証またはマイナンバーカードの提示（コピーを頂きます。）
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書の取得 2通（発起人・代表取締役・取締役になる方）
<input type="checkbox"/>	会社の実印として登録する印鑑を注文
<input type="checkbox"/>	発起人名義の通帳に資本金の額を入金
<input type="checkbox"/>	通帳のコピーを作成（別紙参照）または通帳原本をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	司法書士費用のお振込み（設立予定日の一週間前までにお願いします。）

MEMO

資本金の出資方法

- 資本金を入金していただく通帳は、発起人（お客様個人）名義のものであれば、なんでも構いませんが、個人資産と区別するために、普段使っていない通帳か新規に開設した通帳にお振込みされることをおすすめします。
- 資本金を振り込んでいただく通帳は、銀行のほか、農協、信用金庫、信用組合の通帳でも支障ありません。
- 振込名義人の記帳は、されてなくても支障ありません。
- 発起人以外の名義では振り込まないでください。
- 通帳の残高を資本金としたい場合は、資本金の額とする金額を一度引き出し、そのまま同じ通帳に入金（振込）してください。

通帳のコピー

①表紙②1 ページ目③資本金が入金されたページをコピーしてください。
写真やスキャンでも支障ありません。

当事務所に FAX、メール、ラインでご送信ください。

